

(二七七一)

三 明和八年十月 三国街道永井宿の越後米売買につき連印

議定〔B〕

相定申一札之事

一越国より出米、前々^ち当村ニ而売買致^{いたし}来^{きたり}候得共、壹両年以来越国江送り金ニ而買出シ、「殊更^{ことさらに}手馬ニ而被^{つけ}付取^{とられ}」、猥^{わづ}りニ相成り、村内不勝手ニ罷成り、依^{これより}レ之越国買之米、手馬取り一切相成り」不^レ申候、勿論前々之通り当所ニ而売買仕候米」之分ハ、手馬ニ而相応ニ為^{ひきとらせ}引取可^レ申候、米俵之儀」者三斗五升入ニ相^あ突^め、駄質之儀ハ相定之通り過^か」不足無^レ之様ニ可^レ致候、扱^{さて}又下筋より浅貝馬ニ道」にて出迎、米之相場を上ケ買取り、寄々江持込」候節升取りハ不^レ及^レ申、決^{けつして}而宿致間鋪候、又々越後」商人衆前々者当所相場ニ而相^{あいはら}払候得共、一兩年」八月夜野・沼田・中之条辺迄も継出シ候得者、村内」殊^{こと}之外不勝手ニ相成り、依^レ之所商人荷物相送り」不^レ申内ハ、越後衆荷物之儀ハ以後ニ附出シ可^レ申筈ニ、「村中一統ニ相定置候所、少茂相違無^レ御座」候、
ごじつのため 為^レニ後日」相定証文、仍^{よつて}而如^レ件

明和八年辛卯

十月日

年番

新左衛門印

重兵衛印

徳兵衛印

四郎右衛門印

善兵衛印

四郎兵衛印

(後略)